

### 團體交渉権 結局範圍限定 の上認容せよ

大體交渉権を認め、取に交渉中の  
の労働組合や、生及の交渉  
労働者に於ける労働争議に  
は従前の交渉に見られ無かつた  
一要求が労働者より提出されて  
ある。而してこれが交渉如何は其  
の影響する所を重大に若し労働  
者に有利に交渉することに於ては  
之に拘束せんとする者他に提出す  
るであらうした之を交渉を明瞭  
に交渉し置かざり、労働者は折角  
獲得した権利を喪失するのみ  
ならず、紛争の種子を將來に残す  
恐れがあるから、要求を認容する  
中途中途で拒否に當り、其の意欲  
を眞實に表現し、之を明瞭にして  
置く必要がある。吾人の考へで  
は、交渉を明瞭にして置かさず  
れば、交渉交渉権を労働者に認  
容することは、最も善き無きに  
思ふ。唯だ善きが明瞭に無い限り  
に、交渉交渉権にまでも、職  
工から要求する人が加へられ  
て、其の真の交渉交渉に於てな  
らざるを認容するが如き者も  
思はれる。

知人之を所屬工中より選ら  
す、全く無關係のもの任意に選  
任する如き所屬工中のある  
のであるから、唯だ然たる團體  
選出だけでは、其れを推すや分  
ら無い次第である。  
今米國の例を以て、右に述べた  
如き交渉の團體交渉ならば、今  
更に團體無きもので、少しも同  
意となつて居ない。所屬工が組  
合を結び、所屬工中より選出さ  
れた代表者が、事業主に談判する  
ことは當然の事と思はれて居る。  
唯だ問題たるは、無關係の他人を  
代表者となすを認容すべきや否  
や、然らば、事業主が所屬工  
にあらざる代表者（時としては  
交渉交渉）を折角する義務ある  
か否かである。一昨年の秋、米國  
を襲撃せしめた鐵鋼工同盟罷  
業、之に引續いて開かれた全米  
産業會議に於ける、鐵鋼工デー  
ー氏の労働工ゴムベース氏の説  
は、之が爲に起つたものであつ  
て、両氏の説が行はれたが、諸  
るところ任意の代表者を提出す  
るに關し、労働組合に對するべし  
のゴムベースの主張は、容れられ  
ず、遂に彼等の者の論議を見た  
次第であつた。用ひてこの説は、實  
に事業主側及労働者に取て、其た  
緊切の問題で、若しゴムベース  
の主張の如くすれば、事業主は、  
労働争議に就き、各産業組合の認  
分たる米國労働同盟の指揮に服  
せねばならぬ結果になる。之に反

してデーリー氏の主張の如く、業  
主は所屬工以外の者より選出さ  
れた代表者を交渉する義務は無  
い。すなはち、米國労働同盟は全  
然不用に墮する種になる。此が最  
に關したる全米産業會議の答を京  
に附したる第三回の産業會議では、理論  
的に討論の結果、任意に代表者を  
選出し、之をして團體交渉を爲さ  
しむる權を労働組合に備へすべし  
と決するに至つたのである。之  
れに由りて見れば、ゴムの主張は  
既に學者や政論家等に採擧されて  
居ることが分かる。唯だ事業家が  
採用するか否か、問題になつて居  
るが、早晩實現されることと思は  
れる。而して英國は如何に云ふ  
に、産業本位の労働組合の發達  
著しく、任意に選任された代  
表者が、交渉の任に當りつゝある  
のであるから、知人之を労働運動  
からいへば、米國は英國よりも餘  
程進んで居る。即ち他人を交渉  
すべき所屬工代表者とする團  
體交渉は之を認容せるも、所屬  
工以外の者を代表者となす團體  
交渉に於ては之を認めるか否  
かに依つて今に於て居る状態  
である。

が、代表者選出方法に關し、敬  
を取ることが無いのであるから、其の代  
表者は、所屬工に限るか否か不  
明である。労働者選出所の事件に  
於ては、鈴木が委員長が「大體選  
出組合員も労働者選出組合を交渉  
應じて認めて貰へば、其れは從つて  
大體選出組合の他の労働組合  
や、労働者の側面を受くものに  
あらず、労働者選出組合に由つた  
ことへられて居る所から、採れ  
ば、その交渉は所屬工のみよ  
り成立することは明かなる。之  
れ亦代表者選出方法は、労働者  
である。或は代表選出の方法を感  
ぜずとも、所屬工より成る團體  
の容認さへ受ければ、代表者はそ  
の内より選出するもので、決して  
之を他に求めるにあらず、斯かる  
事は自明の理なりこのこと知る  
れが、併し、假令交渉は所屬  
工のみより成るも、其の代表者は、  
之を其の團體より選出するとは限  
らないこと、前議の通りであるか  
ら、將來に於て、諸の疑を解き、  
之を確信し置くことが、雙方のため  
に、望みの通り方々思ふ。  
右の如く、團體交渉の意義を解  
したる上ならば、今日の或、其の

纏つて我國の現狀を觀るに、大  
體の争議に於て、労働者は、會社  
に從業する労働者百人以上を以て  
組織する團體交渉交渉交渉交渉  
することを承認して居るから、然  
の團體交渉交渉交渉したるのである

所屬工中より代表者を提出せし  
る。此を以てその團體交渉の  
みより組織する團體交渉交渉を  
認めることは、最も善き無きに  
思ふ。生及労働者選出所の労働者  
團體交渉の要求に對する回答を  
見るに  
労働組合のみの労働者を以て組織し、且  
つ労働組合の目的に對しては、労働  
者の幸福増進に關し、労働者に對し、  
其の團體の意見を尊重すべしと  
云つて居る。これならば、前議の  
交渉の團體交渉交渉交渉交渉  
いは思はれる。唯だ、交渉の上  
には、意見を尊重すべしとあるが  
ら、團體は一の労働者に對し、  
交渉交渉交渉交渉交渉交渉交渉  
交渉交渉交渉交渉交渉交渉交渉  
して、事實上に交渉して居る以上  
は、斯かる交渉上の制度は、何  
の効用あるもので無い。諸  
にして置いた時、結局交渉交渉  
に於ては、仕事を、此が、  
れ、交渉を云はす、思ひ切つて交渉  
交渉交渉交渉交渉交渉交渉交渉  
で、且つ明らしい事は無い。